二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	681.66

第二　大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,269.70トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	3,254.70

第三　にしくろかじき（大西洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

328.10トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にしくろかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	328.10

第四　にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

35.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	35.00

第五　びんなが（南大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

2,337.50トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,312.50

第六　めかじき（南大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,451.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	1,448.00

第七　めかじき（北大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

667.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	663.00

第八　めばち（大西洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

14,634.08トン